

四国カートカップ 特別規則書



主催：カートランド四国

四国カートカップ

特別規則書

公示

本シリーズは、F I A国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則ならびにそれに準拠した2018年J A F国内カート競技規則集とその付則、ならびに2018年S Lカートミーティング規則書ならびに2018年四国カートカップ特別規則書と本規則書付則に従って開催されます。

第1章 大会開催に関する事項

第1条 競技会の名称

2018 四国カートカップ (略表記: 459CUP)

第2条 競技種目

第1種競技車両よるスプリントレース

第3条 クラス区分

- 1) K i d s
- 2) C a d e t
- 3) U N I L L I
- 4) O P E N
- 5) K T
- 6) N 3 5
- 7) N 3 5 - S F

第4条 開催場所・オーガナイザー

- 1) 開催場所: カートランド四国
- 2) オーガナイザー: カートランド四国(有)
〒761-2204 香川県綾歌郡綾川町山田下643
TEL087-878-2952 FAX087-878-2989

第5条 開催日程

- | | |
|-----|--------|
| 第1戦 | 1月28日 |
| 第2戦 | 4月29日 |
| 第3戦 | 6月3日 |
| 第4戦 | 7月1日 |
| 第5戦 | 8月12日 |
| 第6戦 | 10月28日 |
| 第7戦 | 12月16日 |

第6条 大会競技役員

大会競技役員は各大会特別規則書付則にて記します。

第2章 競技会参加に関する事項

第7条 参加資格

- 1) ドライバー: 必要なライセンス区分及び年齢制限は下記の通りとします。
- 2) ピットクルー: ドライバー1名につき2名までとします。
- 3) 満20歳未満のドライバーおよびピットクルーは親権者の承諾書が必要となります。
- 4) S L O (一般社団法人カートスポーツ機構) が推奨する「S Lスポーツ安全保険」の加入を推奨します。

クラス	年齢(当該年度)	ライセンス
K i d s	4歳以上	K L Sコースライセンス o r J A S A
C a d e t	小学2年生以上	K L Sコースライセンス o r S Lカデット o r S L-B
U N I L L I	45歳以上 または レース未経験者 または レース経験が少ない者	K L Sコースライセンス以上
オープン	18歳以上	K L Sコースライセンス以上
K T	小学6年生以上	K L Sコースライセンス o r S L-B
N 3 5	中学生以上 身長140cm以上	
N 3 5 - S F	中学生以上 身長140cm以上 装備重量75kg以上	レンタルカート経験者

※満年齢に達していないドライバーでも(ただし、レース実績等を考慮し、参加者が所属するクラブからの推薦があり、主催者が認めた場合、希望するクラスに出場できる場合もあります。

※初心者ドライバーで、あまりにも技術レベルが未熟な者及び公序良俗を乱す者に対しては、参加を認めない場合があります。

※主催者が認めたドライバーは賞典外で参加できます。

第8条 参加申込受付期間

- 1) エントリーの参加受付期間は各大会開催日1ヶ月前より大会1週間前までとし、所定の用紙に記入し、参加料を添えて郵送もしくは持参。チーム又クラブ単位によるFAXエントリーも受け付けます。
- 2) 申し込みに必要なもの
 - ①参加申込書
 - ②誓約書(必ず署名捺印のこと)
 - ③参加料
- 3) 参加料・ピット登録料(消費税含む)

①Kids	¥8,000	(ピット1名込み)
②Cadet	¥8,000	(ピット1名込み)
③UNILLI	¥8,000	(ピット1名込み)
④OPEN	¥8,000	(ピット1名込み)
⑤KT	¥10,000	(ピット1名込み)
⑥N35	¥11,000	
⑦N35-SF	¥11,000	
- 4) 年間エントリー
全7戦中1戦分の参加料が割引となります。
全戦分の参加申込書と参加料を第1戦のエントリー締切日までに申し込むこと。
なお、第1戦開催以降の返金は、いかなる理由に関わらず応じられません。
エントリー情報に変更(チーム名等)が生じた場合には、各大会の申込期間に書面を持って届け出をしてください。
- 5) ピットクルー追加登録料1名分 ¥1,000
- 6) 受付締切後のお申し込みは上記参加費用に以下の料金が加算されます。

大会6日前～3日前	¥1,000円
大会2日前～前日	¥2,000円
大会当日	¥3,000円

第9条 参加受理と参加拒否

- 1) 大会事務局は理由を示すこと無く参加受理または参加拒否することができ、かつその行為を以て最終決定とします。
- 2) 参加拒否された申込者に対しては参加料が返還されます。
- 3) 参加を受理された後、参加を取り消す申込者に対して参加料は返還されません。

第3章 競技に関する事項

第10条 参加車両

競技に使用するシャーシ、エンジン、タイヤ等はすべて本車両規定ならび2018年JAF国内カート競技車両規定(2018年JAF国内カート競技車両規定集内)に準拠しているものといたします。

第11条 自動計測装置

- 1) 参加者は車両検査までにオーガナイザーから貸し出された自動計測装置を取り付けなければならないこととします。
万が一破損、紛失した場合は、理由の如何にかかわらず損害の補償責任を負うものとします。※高価な計測装置につきご理解賜りますようお願い致します。
- 2) 自動計測装置の配布は受付時に行い、返却については競技終了後すみやかに返却してください。

第12条 公式車両検査

- 1) 「カート競技会参加に関する規定」第12条に基づき、車両検査が行われます。この際規則に不適合な部分がありながらも、技術委員に発見されなかった場合で

あっても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は旗の指示を受ける場合があります。

- 2) 車両検査の日時及び場所は、公式通知にて告知します。
- 3) ドライバーは、車両検査に立ち会わなければならないものとします。
- 4) ドライバーの服装に関しては「カート競技会参加に関する規定」第11条を適用します。また車両検査時においては、技術委員の点検を受けるものとします。レーシングスーツは皮製またはC I K - F I A公認またはJ A F公認のものとし、
- 5) 各ヒート終了時には「J A F国内カート競技車両規則」に定める必備の部品が備わってなければなりません。
- 6) 「カート競技会運営に関する規定」第31条に基づき、レース後車検場で計量を行います。

第13条 ブリーフィング

参加者はブリーフィングに出席しなければなりません。ブリーフィングに出席しない場合はペナルティの対象となります。

第14条 レース方法

- 1) K i d s、C a d e t、K T、U N I L L I、O P E N
レースはタイムトライアル、予選1、決勝1ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定します。
- 2) N 3 5、N 3 5-S F
レースはタイムトライアル、予選1、決勝1ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定します。最大グリッドは12台としますが、変更になる場合があります。
レース方法は以下の通りとします。
 - ①車両抽選および車両固定
車両は、受付時の抽選にて決定いたします。タイムトライアル、予選、決勝すべての走行において車両を固定いたします。
 - ②リタイヤ
各ヒート走行中に車両トラブルや操作ミスによる車両の破損があった場合には、その時点でリタイヤ扱いとなりますが、スペアカートに乗り換える場合があります。

第15条 公式練習

「カート競技会運営に関する規定」第23条および第24条に基づき公式練習を行います。すべてのドライバーは公式練習に参加しなければなりません。また、ピットアウトしスタートラインを通過する前に本コースで停止した場合も、公式練習に参加したものと認められます。

第16条 タイムトライアル

- 1) すべてのドライバーは、タイムトライアルに参加しなければなりません。タイムトライアルに参加できないドライバーはその旨を届け出ることとします。
- 2) タイムトライアル参加台数が20台を超える場合は、ゼッケンの奇数、偶数でグループ分けをします。出走順は奇数、偶数の代表者の抽選により決定いたします。
- 3) ドライバーは、タイムトライアルとして設定された時間内であれば任意に出走し、時間内であれば途中で停止した場合も再トライすることができます。但し、ピットに戻った場合は再トライすることはできません。
- 4) タイムトライアル中の計測は、コースイン後にスタートラインを通過したカートに対してすべてのラップを計測し、ベストラップのタイムを採用します。
- 5) 上記4)で記録したベストラップが同タイムの場合は、当該ドライバーが記録したセカンドラップを採用します。更に同タイムとなった場合もこれに準ずるものとします(サードラップ以降のタイム)。
- 6) その他の方法で行う場合は公式通知に示します。

第17条 予選ヒート

予選ヒートのグリッドポジションは、タイムトライアルで各ドライバーが記録した最速タイムの順番とします。

第18条 決勝ヒート

- 1) 予選を通過した選手はすべて決勝に出場できます。
- 2) グリッドポジションは、予選でのポイント(ペナルティポイントは減算)の多い順とし、同ポイントの場合はタイムトライアルの成績によるものとします。

第19条 スタートの方法

- 1) C a d e t、U N I L L I、K T、N 3 5、N 3 5-S F
スタートは「カート競技会運営に関する規定」第28条2.に基づくローリングスタートとし次の事項が適用されます。
 - ①スタートの合図は旗の信号によって行われます。
 - ②スタートが合図される前にローリングを行います。この際ドライバーは、2列の隊列で低速走行し、ドライバーはオーガナイザーが定める区間で追い越し及び制

- り込みは禁止とします。
- ③ スタートライン25m手前に引かれた黄色のラインを越えるまでは加速してはならず、ローリング隊列のペースを乱す者があった場合は、最後尾に繰り下げられる場合があります。
 - ④ スタートラインを越えるまでは、誘導白線から車両が越えてはならず、追い抜き行為も禁止とします。(但し、25mライン通過後、前方の車両が失速・前々車との間隔が1台以上開く場合、前車との衝突を避ける行為は除きます。)
 - ⑤ ローリングに遅れた者が、列の前に出て待つような行為をしてはいけません。ローリングに大きく遅れた者及びローリング中にピットインした者と周回遅れの者は、最後尾に着かなければいけません。
 - ⑥ ローリング中にコースをショートカットすることは禁止とします。
- 2) Kids、OPEN
- スタートは「カート競技会運営に関する規定」第28条3.に基づくスタンディングとし次の事項が適用されます。
- ① スタートの合図は信号燈もしくは旗の信号によって行われます。
 - ② 1周のフォーメーションラップの後、グリッドにつき次第、信号燈もしくは旗でスタートとします。

第20条 その他競技に関する一般事項

- 1) 旗の信号については「カート競技会運営に関する規則」第13条に従うものとします。
- 2) コースアウトに対するペナルティは競技長の判断によるものとします。
- 3) 走路審判員が反則または妨害行為とみなしたものについては、ペナルティが課されます。更にその行為が、2回以上に及ぶときは失格とします。
- 4) ドライバー・サインは次の通りとし、これを怠った者に対しては、ペナルティが課せられることがあります。
 - ① コース上で停止した場合のサインは、両手をもしくは片手を頭上に高く上げる。
 - ② ピットイン・ピットアウトのサインは片手を頭上に高く上げる。
 - ③ 黄色の山型を付した緑色旗（ミススタート）が示された場合は各自、片手を頭上に上げ、スピードダウンし、元のローリングスタート時のポジションに戻るものとします。
 - ④ スローダウンするドライバーは、片手を高く上げること。
 - ⑤ 公式練習、タイムトライアルおよびレース中（フォーメーションラップを含む）スピン等で車両が停止した場合は、他を妨害することなく、後続車両通過後、またはコース委員の指示があり、自力で再発進できる場合にのみレースに復帰できるものとします。
 - ⑥ 公式練習、タイムトライアルおよびレース中（フォーメーションラップを含む）リタイヤしたドライバーは、他を妨害することなく、後続車両通過後、またはコース委員の指示により、自分の車両を速やかに安全な場所に移動し、そのヒートが終了するまで「カート競技会参加に関する規定」第11条に規定する装備一式を着用し、車両から離れてはいけません。
 - ⑦ レース中は、コースを外れてショートカットすることは認められず、当該行為はコースアウトとみなされ、ペナルティの対象となります。
 - ⑧ 工具を用いた修理等は、指定されたエリア（ピットおよびパドック）を除き、一切禁止とします。
 - ⑨ レース着順1位の者がフィニッシュラインを通過後2分以内に、カートが自力で同ラインを通過したものは、そのラップが加算される。完走者となるためには、チェッカーにかかわらず、規定周回数の1/2以上を完了しなければなりません。
 - ⑩ レースの順位は次の順序により、周回数の多い順に決定されます。
 - ・チェッカーを受けた完走者（規定周回数の1/2以上を完了し、チェッカーを受けた者）。
 - ・チェッカーを受けない完走者（規定周回数の1/2以上は走行したが、チェッカーを受けなかった者）。
 - ・不完走者（チェッカーにかかわらず、規定周回数の1/2以上を走行していない者）。
 - ・同周回数の場合は、その周回を先に完了（コントロールライン通過）した者を優先します。
 - ・計時は着順によるものとし、計時を行わない場合があります。

第21条 レースの終了

- 1) レース着順1位の者がフィニッシュラインを通過後2分以内に、カートが自力で同ラインを通過した者は、そのラップが加算される。完走者となるためには、チェッカーに関わらず、規定周回数2分の1以上を完走していなければならない。
- 2) レース終了後のダブルチェッカーにはペナルティーが課せられます。

第4章 ピットに関する事項

第22条 ピットイン

ピットインする場合は、ピットロードを徐行しなければならない、かつ必ずピットストップしなければならない。これに違反した場合は当該ヒート失格となります。

第23条 ピットクルー

「カート競技会参加に関する規則」第3章第18条に基づき、ピットクルーの行為に関する最終的な責任はエントラントに帰属しますが、レース中における場合は、ドライバーに直接統括の責任があるものとします。ピットクルーによる規則違反は当該ドライバーに対する黒旗の指示となることがあります。

第24条 ピット内およびパドック内

- 1) ピットにおける火気の使用を禁止します。燃料の容器は、20リットル以内の金属製の携行缶でなければなりません。
- 2) パドック内での走行はすべて禁止とします。
- 3) パドック内での喫煙は指定喫煙所を除き、厳禁とします。
これに違反したピットクルーは本大会から除外されます。
- 4) レース中の燃料補給は禁止とします。
- 5) パドック内でのエンジン始動は厳禁とします。但し、指定された場所ではこの限りではありません。

第25条 車両保管

レース終了後の車両保管及び検査は、次の通りとします。

- 1) 全車両保管及び再車検を行う。保管が解除になったカートは、エントラントが速やかに引き取らなければなりません。
- 2) 保管時間は30分以上、所定の場所で行われます。
- 3) 技術委員はスタートしたすべての車両に関し、車検を行う権限を保有するものとします。技術委員が検査を行う際は、ドライバー（チーム代表者）、登録ピットクルーが責任をもって車両の分解及び組立を行わなければならない。関係役員、ドライバー、登録メカニック以外は車検に立ち会うことはできません。
- 4) 技術委員が行う本条項の検査に応じない場合は失格となります。

第5章 ペナルティーに関する事項

第26条 ペナルティー

- 1) ペナルティーは次の6種があります。
 - ①警告
 - ②罰金
 - ③タイムペナルティー
 - ④ポイントペナルティー
 - ⑤ラップペナルティー
 - ⑥失格
- 2) 警告は、その必要ありと認められた軽違反に対して発せられます。
- 3) 罰金は、成績に対するペナルティーまで至らない程度の違反に適用されます。
- 4) タイムペナルティーは、音量測定結果によりタイムトライアルに適用されます。
- 5) ラップペナルティーは、失格にならない程度の違反に適用されます。
- 6) ポイントペナルティーは、程度の違反に対し、予選ヒート及び決勝レースに与えられます。
- 7) 失格は下記の反則違反に課せられます。
 - ①違法または不当に得たアドバンテージ。
 - ②故意に自己または他人の安全をかえりみることなく行う危険行為。
 - ③与えられたオフィシャル指示を故意に無視した際。

- ④与えられたフラッグサインの無視。
- 8) レース中の反則行為は、ドライバーを停止させる事なくペナルティーを課す場合があります。
- 9) 状況に応じてペナルティを軽減したり、強化したりすることができる。

第6章 抗議に関する事項

第27条 抗議

競技に関する抗議は当該ヒートの暫定結果発表後30分以内とします。また、技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は決定後15分以内に書面に加え抗議料10,000円(税込)を添えて、競技長を経て審査委員会に提出しなければならない。

第7章 章典およびシリーズに関する事項

第28条 賞典と副賞

- 1) 決勝ヒートの順位により決定します。
- 2) 賞典はドライバーに対して行われます。
- 3) 各大会における賞典対象者は下記の通りとします。

台数3台～5台	1位まで	台数6台～8台	2位まで
台数9台～12台	3位まで	台数13台～17台	4位まで
台数18台～22台	5位まで	台数23台～27台	6位まで
28台以上	7位まで		

第29条 シリーズポイント

本競技会のドライバーに与えられる得点(シリーズポイント)は下表を適用します。

- 1) シリーズ全7戦の内、上位5戦の獲得ポイントが合計され、ポイントの多い順に上位とします。
- 2) 同ポイントの場合は上位入賞回数の多いドライバーが上位となります。
- 3) 上記2)で決定できない場合は最終戦の順位で決定します。
- 4) 上位3)で決定できない場合はポイント取得の早い順に決定します。

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
20P	15P	12P	10P	8P	6P	4P	3P	2P	1P

- 5) 各クラス最終戦は以下の表のとおり決勝成績ポイントを1.5倍とします。

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
30P	22.5P	18P	15P	12P	9P	6P	4.5P	3P	1.5P

第30条 シリーズ表彰および賞典

各クラスを対象にシリーズ80%以上レースが成立した場合、シリーズ上位3名を表彰対象者とします。

全クラス		
1位	2位	3位
トロフィー	トロフィー	トロフィー
年間クラス総台数×1,000円の50%	年間クラス総台数×1,000円の30%	年間クラス総台数×1,000円の20%

第8章 広告に関する事項

第31条 広告

ナンバープレートに広告を表示することは認められません。その他の広告についてオーガナイザーは下記のものに対して抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することはできません。

- 1) 公序良俗に反するもの。
- 2) 政治・宗教に関連したもの。

第9章 その他一般事項

第32条 損害の補償

- 1) 参加者は参加車両及びその付属品並びにコースの施設、機材、器具に対する損害の補償責任を負うものとします。
- 2) エントラント、ドライバー、ピットクルーは、コース所有者及びオーガナイザー、大会役員が一切の損害賠償の責任を免除されていることを了解しなければならない。

第33条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは、下記の権限を有するものとします。

- 1) 参加申込みの受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができます。
- 2) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付することができます。
- 3) やむを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録または変更について許可することができます。
- 4) すべての参加者、ドライバー、ピットクルー及びその参加車両の音声、写真、デジタル映像などの報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することができます。
- 5) チーム代表者、ドライバーおよびピット要因はスポーツマンらしからぬ行為、不謹慎な言葉遣い、あるいは競技を妨害する行為をとった場合、当該競技会失格とします。

第34条 大会の延期及び中止

オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができます。大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、参加料は全額返還されます。ただし、保険料は返還されません。さらにエントラントおよびドライバーは、これらによって生じる損失についてオーガナイザーに抗議する権限を保有していません。なお、オーガナイザーは内容を変更する権限も併せて保有するものとします。これに対する抗議は認められません。

第35条 公式通知に関する規定

本規則に記載されていない競技運営に関する細目や参加者に対する指示事項は、特別規則書および公式通知によって示されます。なお公示は次の方法によります。

- 1) 大会事務局に掲示します。
- 2) パドックの掲示板に掲示します。
- 3) ドライバーズミーティングで指示します。
- 4) 緊急の場合は場内放送で伝達されます。

第10章 エンジンおよびカートに関する事項

第37条 シャーシ、エンジン、及びタイヤの登録

競技に使用するシャーシ、エンジンおよびタイヤは、車両申告書に登録済のもののみとし、登録、使用できる数は下記の通りとします。
シャーシ：1台 / エンジン：2基 / タイヤ：ドライ、ウェット 各1set

第38条 カート

「JAF国内カート競技車両規則」第1章に合致した第1種競技車両であることで、かつ以下の条件を満たさなければなりません。

- 1) サイドボックス、フロントフェアリング、フロントパネルを必備とする。また、CIK公認のリアプロテクションも使用推奨とします。取付方法はメーカー出荷状態とし、不備の場合は車両検査において修正を求められることがあります。
- 2) コース上にオイルを流出飛散させる構造の物の取り付けは禁止します。
- 3) 競技ナンバーは車両の前後に必備とし、後部ナンバープレートの材質は不透明で柔軟性のあるプラスチックとし、金属製の物は禁止される。また大きさや形状は四隅に丸味(直径15~25mm)を持たせた幅21cmの四角形とし、競技ナンバーが明瞭に識別できる状態であればなりません。但し、リアプロテクションにはナンバープレート専用のスペースがあるので、その場所にしっかりとゼッケンナンバーを貼り付けることとします。
- 4) ゼッケンは2016年を通して固定ナンバーとし、希望するゼッケンナンバーを装着することができません。但し、ゼッケン番号は1~28までの番号とします。希望するゼッケンナンバーをオーガナイザーに申請し、申請順(先着順)により決定します。なお、申請がない場合はオーガナイザーが決定します。
- 5) このナンバーは、車両検査を受ける前に取り付けられていなければなりません。チェーンガードは必備とします。取付け方法については「2016年JAF国内カート競技車両規則」第2章第12条に従うこととします。
- 6) タイヤに関して、タイヤソフナー、化学化合物液体等、一切の塗布を禁止します。

硬度計等で測定を行い、他とあまりにも違いが認められる場合には検査の対象となり、不正が認められた場合には検査にかかったすべての費用を本人負担とします。また、当該ドライバーに対し、6ヶ月以上の出場停止ペナルティーが課せられる場合があります。

第39条 エンジン

- エンジンは、下記の細目を満たしていなければなりません。
- 1) 以下でいう改造とは、切削・付加等による改造および市販状態での装着部品からの変更を指します。但し、年式変更に伴う純正共通部品相互の交換は認められます。出荷時の状態構成なけりばなりません。但し、規定内のメーカー純正消耗品交換部品やスワッシュポンプ調整用ガスケットの交換は認められます。
 - 2) エンジン調整用付着エンジンの場合スターボタンを押してエンジンを始動させる構造でなければなりません。
- ※特例の場合もあり。

第40条 タイヤ

- 使用されるタイヤの登録許容重量とタイヤの構造は、以下の通りです。
- 1) タイヤは、技術委員の承認を得たものに限り、使用します。
 - 2) タイヤの構造は、技術委員の承認を得たものに限り、使用します。
 - 3) タイヤの構造は、技術委員の承認を得たものに限り、使用します。

第41条 発信機

- 1) データロガーの発光器は、指定された場所以外への設置は認めません。
- 2) 競技中、車両にデータレコーダ（データ送信装置）および無線機の搭載は禁止とします。技術委員に承認されたデータロガー（データ蓄積装置）およびデータレコーダの使用は可能です。

第11章 クラス別競技車両規定

第42条 Kids

- 1) エンジンは富士ロビンECO4ER、スバルECO4EA、YEC04を使用します。
- 2) 改造は一切禁止され、市販状態でなければなりません。但し、上記のエンジンに使用されている純正パーツの相互利用は認めます。
- 3) 最大排気量は40.2ccとします。
- 4) 点火系統はいかなる改造も禁止とし市販状態でなければなりません。
- 5) クラッチケーブルは、いかなる改造も禁止とし市販状態でなければなりません。
- 6) スプロケットは「NGK：BPM7A及びBPM8Y」に限りです。
- 7) スプロケットは、メーカー純正の「9-96」に限りです。
- 8) ケーシングベアリングは、メーカー純正ベアリングの使用のみとします。
- 9) オイルシールは、純正オイルシールの使用のみとします。
- 10) キャブレターは、いかなる改造も禁止とし市販状態でなければなりません。
- 11) 使用するメインジェットは#70のみとします。
- 12) ジェットニードルのイーリングクリップ位置は中央固定とします。
- 13) クラッチケーブルは、いかなる改造も禁止とし市販状態でなければなりません。
- 14) エアークリーナー及びエアエレメントは、いかなる改造も禁止とし市販状態でなければなりません。エアエレメントを抜くことも認められません。但し雨天時ににおいては取り外しを認めます。
- 15) シャーシ/フレームはレオンK30、K40、K3S、K4S、YECラピッドカデット、VIVO AMIGAOとします。フレームの加工は一切認められません。但し、エンジン搭載およびリアロールバンパー装着に伴う加工は認めます。
- 16) フロントフェアリング、フロントカウル、サイドボックス、リアロールバンパーは必須とします。
- 17) ネットガード ネットガードは装着義務付けとします。一般市販品でメーカーは自由とします。
- 17) 最低重量：75kg
- 18) タイヤ
ドライ ブリヂストン：YDS JKKA
レイン ブリヂストン：SL94
- 19) ホイール
フロント 120mm
リア 180mm

第43条 Cadet/UNILLI/KT

- 使用できるエンジンは
Cadet：KT100SEC
UNILLI・KT：KT100SD、KT100SC、KT100SEC
国内仕様のもので、改造は一切禁止され市販状態とします。但し、カーボンの除去やギズ修正は研磨とみなされない限りの範囲で認められます。
- 1) エンジンは7YA・7YB・7YD・7YE・7YF・7YT・7YU型に限られます。対象部品＝シリンダーヘッド、シリンダーボディ、シリンダーヘッドガスケット、シリンダーガスケット、ピストンピン、ピストンピンクリップ、コンロッド、ベア

- リング類、クランク、クランクピン、オイルシール、クランクケース、ピストン、ピストンリング、プラグコード。
- 2) コンロッドは次のパーツNo.に限り、
 7F6-11651-00
 7F6-11651-01
 7F6-11651-02
- 3) ピストンおよびリングのオーバーサイズ純正部品への変更が認められます。
 787-11630-15 (または05)
 787-11630-14 (または04)
 787-11630-13 (または03)
 およびKT100FP用のJ67の使用が認められます。
 J31-11633-00ピストンピンは全ての指定ピストンと組合せできます。
 J67-11633-00ピストンピンは787-11630-15(または05)のみ組合せできます。
 787-11630-14 (または04)
- 4) シリンダーボディは横に縦10mm、横16mmの座及び「7ET」の浮き文字があるものとし、シリンダーボアサイズは52.61mmまで可能とします。
 5) シリンダーヘッドはYAMAHA浮き文字があり、改造防止のフライス加工を追加したものに限り、
 6) シリンダーヘッドガスケット
 ① Cadetのシリンダーヘッドガスケットは純正の純正の7ET-11181-10で1.2mm未満になったシリダヘッダガスケットは純正の7ET-11181-10またはKT100FP用の7YG-11181-00とする。再使用により厚さが0.4mm未満となつたシリダヘッダガスケットの使用は不可とします。
 ② UNILLIおよびKTのシリダヘッダガスケットは純正の7ET-11181-10またはKT100FP用の7YG-11181-00とする。再使用により厚さが0.4mm未満となつたシリダヘッダガスケットの使用は不可とします。
- 7) クランクケースについては、7YA・7YB・7YD・7YE・7YF・7YT・7YU打刻No.のものに限られ、かつケース底部に「7ET」の浮き文字があるものとし、また部品販売品に、型番の打刻のないものがあります。その場合3ヶ所以上数字を打刻し、型番とします。
- 8) クランクシャフトはKT用(7YA・7YB・7YT・7YP)とFP用(7YGP)およびSP用(J67)いずれかのヤマハ純正品が使用でき、またKT用、SP用のクランクシャフト大端ベアリングおよびクランクサイドベアリングの使用が認められます。
- 9) シリンダーガスケットは純正の7YK-11351-00、7YK-11351-01内径(直径)64.5mmまでの寸法を認めます。
- 10) クラッチを装着する場合は、乾式SLクラッチまたはヤマハ純正湿式クラッチを必ず備え、改造・加工は不可とします。構成部品はすべて純正部品とし、他メーカーの部品に交換することは禁止されます。純正湿式クラッチのクラッチシューは7YB-16623-00とし、表面に溝の無いタイプの物とします。クラッチハウジング、クラッチシューに回転を円滑にするためのオイルやグリス類の塗布は禁止され、
 11) クラッチ付きエンジンを搭載しているカートはカットオフ装備を必ず備えることとし、この装置はドライバーがカートを運転中、正常に着座して容易に操作し得るよう、に設けられなければなりません。
 13) クラッチにはSLクラッチプロテクター(サポートおよびSLクラッチカバー)を取付けなければなりません。
 14) セルモーター部品はすべて純正品でなければならず、改造は一切禁止されます。(カーボンブラシおよびワイヤーの補修は可)
 15) リコイルスターターの装着は認められます。RC100JF・J・SCのリコイルスターターをボルト、ナットで取り付けることが可能です(取付けのためにエンジン本体を削したり、溶接したりすることは禁止されます)。
 16) 使用できるキャブレターはWB3A・WB21およびWB33で改造は一切禁止され、交換は認められず、また、チョーク付のものについてはチョークレバーを取り外し、チョーク孔を埋めることは認められません。アルミのプレート(プレート1:7YA-14346-00)の取付けは禁止され、(メーカー出荷状態で装着されている場合は取り外してください)、各種ジョイントキャブレターの前はガスケットが取り付けられることとします。
 ※ジョイセグとは認められず。
 対象部品ニキヤブレターASSY、キャブレターガスケット、ジョイントキャブレターニホルド、ジョイントエアクリナー
 17) 吸気消音器(インテークサイレンサー)は量産市販されているCIK/FIA公認市販品またはヤマハ純正吸気消音器を必備とします。吸気消音器本体の構成部品は純正品(取付け口のゴム部品を除く)であること。1つの吸入チューブ径がφ33mm以下とします。吸気消音器(インテークサイレンサー)本体にエアフィルターが内蔵されているタイプについてはエアフィルターがメーカー出荷状態であることとし、ボディ本体やエアフィルターの切削・加工・改造を禁止とします。ジョイントキャブレター、マニホルド、ジョイントエアクリナーは下記部品番号のものとし、改造は一切禁止されます。
 18) ジョイントキャブレター
 Cadet: 14.5Φmm (7YU-1356-09、公差±0mm以下)
 UNILLI・KT: 26Φmm (787-13586-00公差±0.5mm以下)
 マニホルド(7YA-113585-00)
 ジョイントエアクリナー(7YF-14453-03)
 19) 改造は一切禁止され市販状態とします。点火方式はTCIとし7ET系(スターターとTCIユニット一体式)に限られます。現行標準装着のローターアセンブリー(7YT-85650-20)と旧型品(7YT-85650-00・01・

- 10)のいずれも使用可とします。
 <TCIローター寸法規定(7YT-85650-20)>
 1. 厚さ: 33mm。製造公差±0.5mm
 2. 直径: 60Φmm。製造公差±0.1mm
 3. 寸法測定は厚みと直径を実測します。
 4. 幅を直径以外の箇所でも、ローターに加工等の変更を加えることは違反改造となり車検失格となります。
- 20) ネットガードは小学生は装着義務付けとします。一般市販品でメーカーは自由とします。
- 21) 最低重量
 C a d e t : 110kg
 U N I L L I : 150kg
 K T : 145kg
- 22) タイヤ
 C a d e t : ヨコハマ ドライ/SL-J レイン/SL-03
 U N I L L I : U N I L L I E I K O O R I G I N A L
 K T : ブリヂストン ドライ/SL-17
 レイン/SL-94

第44条 OPEN

- 1) 一般市販の国産モトクロス用エンジンとし、メーカー出荷状態の形状を維持し、加工による形状の変更は認められません。最大気筒容積は125ccまでとします。
- 2) キャブレターは自由とします。
- 3) マフラーは「JAF国内カート競技車両規則」に従ったマフラーを取り付けることとします。
- 4) キャッチタンクは次の箇所にそれぞれキャッチタンクの装着を義務付けます。
 ラジエターオーバーフローパイプ・クランクケースブリーザーパイプ・フェューエルタンクブリーザーパイプ・キャブレターオーバーフローパイプ
- 5) ワイヤロック: 次の箇所はワイヤロックを施すことを義務付けます。
 オイルドレンボルト・オイル給油口・オイルレベルボルト
- 6) 吸気消音器(インテークサイレンサー)は必備とします。
- 7) 最低重量
 165kg
- 8) タイヤ
 メーカー自由 ドライ/SL-07・17・9 レイン/SL-94・03

第45条 N35/N35-SF

- 1) すべて主催者が準備したレンタルカートを使用します。セッティングの変更は認められません。
- 2) ドライバー重量
 ① N35
 ドライバーの体重(装備込)により下記バラストを車両に搭載することとします。ウエイトは主催者から貸与とし、取付は抽選後、各自取り付けるようご協力をお願いします。
 52kg未満・・・・・・・・・・20kg
 52kg以上58kg未満・・・・・・15kg
 58kg以上64kg未満・・・・・・10kg
 64kg以上70kg未満・・・・・・5kg
 女性・・・・・・・・・・5kg
- ② N35-SF
 ドライバーの体重(装備込・75kg以上)の方の中から、最も重い方または上限100kgまでを基準とし、バラストを車両に搭載することとします。